

京都知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第225号

京都市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

京都市知的障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 事業（第11条）」を削り、「第4章」を「第3章」に、「第12条～第14条」を「第11条～第13条」に改める。

第2条第3号中「第15条の6第2項、第15条の7第1項及び」を削り、同条第4号中「第15条の6第5項及び」を削り、同条第5号を削り、同条第6号中「第15条の9第1項及び」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第3条の2を削る。

第3条の4から第4条までを削る。

第3条の3中「第3条第1項若しくは第3項又は」を削り、「第5条第1項若しくは」を「第5条第1項又は」に改め、「居宅支給決定知的障害者氏名・居宅支給決定知的障害者居住地・施設支給決定知的障害者氏名・施設支給決定知的障害者居住地変更届（第1号様式の2）」を「施設支給決定知的障害者氏名・居住地変更届（第1号様式）」に改め、同条を第4条とする。

第3章を削る。

第4章中第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第4章を第3章とする。

第1号様式を削る。

